

○香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置条例

令和元年6月26日

条例第12号

(設置)

第1条 香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。次条第1号及び第2号において「総合戦略」という。)に関して必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合戦略の推進及び検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 5 委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 6 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議はこれを公開する。ただし、会長の判断により公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の委員会の招集)

- 2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年香美市条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略